

## 北海道日本ハムファイターズ稚内後援会規約

### (名 称)

第 1 条 この後援会の名称は、北海道日本ハムファイターズ稚内後援会（以下「本会」という。）と称する。

### (事務所)

第 2 条 本会の事務所を一般財団法人稚内市スポーツ協会に置く。

### (目 的)

第 3 条 本会は、北海道日本ハムファイターズ（以下「ファイターズ」という。）の後援を通じて地域の活性化及び青少年育成を支援し、ファイターズとともに活動して行くことを目的とする。

### (事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ファイターズの応援及び球場での観戦
- (2) ファイターズファンの拡大と本会への加入促進
- (3) ファイターズ及び本会活動の広報・宣伝
- (4) 会員相互の親睦
- (5) 地域活性化及び青少年の健全育成に関する活動（野球教室・交流会・講演会他）
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な活動

### (会 員)

第 5 条 本会の会員は、前条の目的及び事業内容に賛同できる者をもって構成する。

2 会員は、本会とは別に北海道日本ハムファイターズオフィシャルファンクラブ（以下「ファンクラブ」という。）に入会しなければならない。

3 会員は、居住地以外の後援会に入会することができない。

### (役 員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2人

(役員を選任)

第 7 条 役員は、総会の決議によって選出する。

(役員の仕事)

第 8 条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはこれを代行する。
- 3 理事は、第 4 条に掲げる事業の企画運営に係る立案及び運営を行う。
- 4 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第 9 条 役員の仕事は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、補充役員を会長が指名し役員会でこれを承認する。ただし、補充役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第 10 条 本会は、役員会の同意を得て顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会の重要事項に関し会長に意見を述べるができる。

(会議)

第 11 条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、年 1 回の開催とする。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に総会を開くことができる。
  - (1) 総会は、会長が招集し議長となる。
  - (2) 総会は、規約の変更、事業計画と報告、予算、決算、その他の必要事項を決する。
  - (3) 議事の議決は出席者の過半数をもって決し可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 3 役員会は、会長が必要と認めたとき開催する。
  - (1) 役員会は、会長が招集し議長となる。
  - (2) 役員会は、総会の議事事項を決し本会の業務を執行する。
  - (3) 議事の議決は出席者の過半数をもって決し可否同数の場合は議長がこれを決する。

(会費)

第 12 条 本会の会費は、年 4,300 円とする。

- 2 会費の内訳は、本会年会費 1,000 円、ファンクラブ年会費 3,300 円とする。
- 3 その他、会員の承認を得て特別に会費を徴収することができる。
- 4 年度途中に退会する場合、年会費の返金はないものとする。

(会計)

第 13 条 本会の会計は、会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の事業年度は、毎年1月1日から始まり12月31日に終了する。ただし、本会の設立初年度は、設立された日からとする。

(補 則)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1. この規約は、本会の設立の日（平成29年2月21日）から施行する。
2. この規約は、令和1年10月1日から施行する。